

佐倉市条例第5号

佐倉市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する取組を総合的に推進し、及び犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所、事務所若しくは事業所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる・誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、警察、早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づき、千葉県公安委員会から指定を受け、本市において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。以下同じ。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等の負担について適切に配慮された、利用しやすいものとするものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、再被害及び二次的被害を生じさせたりすることのないよう、適切に行われる

ものとする。

- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等を支援するための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、二次的被害を生じさせたりすることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、支援金の支給を行うものとする。

(市民等の理解の推進)

第8条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

(早期援助団体の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援において早期援助団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。